

特定複合観光施設区域整備法案(いわゆる「カジノ解禁実施法案」)の強行採決に 強く抗議する会長声明

本年7月20日、参議院本会議において、特定複合観光施設区域整備法案(いわゆる「カジノ解禁実施法案」)が強行採決され、成立した。

本法案は、審議の過程において、訪日観光客の増加という立法目的にもかかわらず日本人をカジノの主なターゲットにするものであることが明らかになり、しかもカジノへの入り浸りともいべき入場を許し、更に既存の公営ギャンブルには認められていないカジノ事業者がカジノ利用者に対しカジノの資金を直接無制限に貸し付けることを許す「特定資金貸付業務」を認めるなど、ギャンブル依存症をいつそう増加させるおそれが極めて大きいことが明らかになった。当会は、本年5月11日付け及び6月26日付けの会長声明においてこれらの問題点を具体的に指摘し、重ねて廃案を求めてきた。

それにもかかわらず、これらの問題点が何ら解消されることなく、300を超える項目が今後定められる政省令やカジノ管理委員会規則に先送りされ、約7割にのぼる国民の反対世論と野党の反対を押し切って参議院本会議でも採決が強行されたことに、当会は強く抗議する。

本年7月6日には、ギャンブル依存症対策を総合的に策定し実施する国の責務を定めたギャンブル等依存症対策基本法が参議院本会議で可決成立したばかりである。その矢先に、日本で刑罰をもって禁止されてきた民間賭博たるカジノを安易に解禁してギャンブル依存症発生のリスクを高めることは、全く整合性がとれない。これでは、ギャンブル等依存症対策基本法は、カジノ導入のための露払いとして形だけ整えられたものであるとの非難を免れない。

そもそも、成立したギャンブル等依存症対策基本法も、例えば国及び地方公共団体がギャンブル等関連事業者の広告等について依存症予防のために必要な施策を講ずべきことを定めつつ、これについてわざわざ「関係事業者の自主的な取組を尊重」することをうたうなど、その実効性には疑問がある。運用如何によっては依存症対策が不十分なものとなる恐れもあることから、今後の具体的施策の内容を注視する必要がある。

当会は引き続き、国に対し、国が責任をもって、包括的で実効性あるギャンブル依存症対策を早急に具体化することを求めるとともに、ギャンブル依存症に苦しむ人をいつそう増加させる恐れが極めて高いカジノ解禁実施法の廃止を求め、取り組みを続ける所存である。

2018年(平成30年)7月23日

宮崎県弁護士会

会長 山崎真一朗

